

新宿区健康づくりに関する調査業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「新宿区健康づくりに関する調査業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式）を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 事務局とは、健康部健康政策課健康企画係をいう。
- (5) 類似業務とは、各種調査・研究及びコンサルタント業務をいう。

3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和4年4月21日（木））とする。

また、契約時まで以下に以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が各種調査・研究及びコンサルタント業務に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 令和元年度以降、業務責任者による類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第

550号) に基づく指名停止を受けていないこと。

- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「新宿区健康づくりに関する調査業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）に事業概要※を添えて、令和4年5月10日（火）午後5時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※事業概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区健康づくりに関する調査業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）を事務局へ提出すること。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

6 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「新宿区健康づくりに関する調査業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）を以下のとおり提出する。

- ・提出期限：令和4年4月27日（水）午後5時
- ・提出方法 メール又はファクシミリによる送信とする。

メールアドレス kenkoseisaku@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-5273-3876

(2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和4年5月9日（月）までに電子メール等により行う。

なお、電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

7 契約内容

- (1) 契約期間 契約締結の翌日から令和5年3月31日まで
- (2) 委託契約上限額 6,105,000円（税込）
- (3) 委託内容 各種調査・研究及びコンサルタント業務

別紙「仕様書（案）」のとおりとする。

8 契約予定日 令和4年6月中旬

9 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

① 企画提案書

【様式】第2号様式を使用し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部数】6部*

※選定の中立性を担保するため、6部のうち、5部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと。（事業者名、所在地、電話番号など。記載のある資料を使用する場合は、マスキング処理すること。）残りの1部については、表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する1部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。

なお、あて先は「健康部長」とすること。

② 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-2号様式）により作成の上、提出すること。また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

【部数】1部

③ 提出期限

令和4年5月10日（火）午後5時

なお、提出期限までに本募集要項9（1）に記載する企画提案書及び見積書の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

④ 提出方法

一括して事務局へ持参すること。（郵送等は不可）

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

(2) 企画提案書の内容

以下の内容について、第2号様式を使用し作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しない

こと。

なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

項 目		概 要
表 紙		6部のうち、1部についてのみ表紙に事業者名等を明記すること。
①	官公庁からの類似事業の受託実績	令和元年度以降、業務責任者が携わった全ての実績を記載すること。
②	運営体制	本事業に従事する組織及びその組織の補佐又は管理監督する組織について記載すること。
③	テーマに対する提案	
	ア 実施方針	健康づくりについての理念・方針、健康づくりに関する課題認識、本業務を実施するにあたり重視している点について記載すること。
	イ 調査の実施・方法	前期調査を踏まえ、次期計画策定につながる調査の基本的考え方と設問内容の提案、地域特性等を踏まえた回収率向上に向けた調査方法の工夫、その他調査全般に関する事項について記載すること。
	ウ 調査結果の集計・分析・評価	収集したデータの集計、分析、評価方法、わかりやすく解説するための工夫について記載すること。
	エ 会議等への支援	会議内容を調査にどのように反映するか、会議に向けての区担当者への支援について記載すること。

10 企画提案の評価（選定）方法

新宿区健康づくりに関する調査業務委託に係る業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第1段階評価（第1次選定）

企画提案書を基に評価し、上位の3者（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(2) 第2段階評価（第2次選定）

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日 時】※実施日等は第1段階評価終了後に電子メール等により通知する。

電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(3) 評価基準

①第1段階評価

No.	評価項目	評価内容
1	法人の継続性・安定性	業務履行に十分な実績または技術力があるか。など
2	運営体制、従事者の配置	正確に調査を実施・分析するための人員、作業工程等実施体制が整っているか。など
3	実施方針	健康づくりについての理念・方針が適切か。など
4	調査の実施・方法	前期調査を踏まえ、次期計画策定につながる調査項目の提案が優れているか。など
5	調査結果の集計・分析・評価	調査により収集したデータを的確に集計・分析する技術が優れているか。など
6	会議等への支援	会議中に受けた指導・助言・提案を分析し、調査へ反映する技術力があるか。など
7	個人情報保護	個人情報保護について適切な方策が示されているか。
8	危機管理	事故、緊急時の対応について適切な方策が示されているか。
9	その他独自提案事項	本事業に関しての工夫、その他効果的な独自提案があるか。

②第2段階評価

No.	評価項目	評価内容
1	プレゼンテーション能力	自己の考えをわかりやすく、簡潔に説明することができる。
2	業務理解度	業務の目的、条件、内容を理解している。
3	取組姿勢	熱心に取り組む姿勢をみることができる。

(4) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者のうち、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価点に、見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

1.1 スケジュール (予定)

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和4年4月21日 (木) |
| (2) 参加申請書の受付 | 令和4年4月21日 (木) ~ 令和4年5月10日 (火) |
| (3) 質問書の受付 | 令和4年4月21日 (木) ~ 令和4年4月27日 (水) |
| (4) 企画提案書等の受付 | 令和4年4月21日 (木) ~ 令和4年5月10日 (火) |
| (5) 第1次選定結果の通知 | 令和4年5月17日 (火) |
| (6) 第2次選定 | 令和4年5月24日 (火) |
| (7) 第2次選定結果の通知 | 令和4年5月31日 (火) |

1.2 留意事項

(1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

(3) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(4) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(5) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、新宿区健康づくりに関する調査業務委託に係る業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

(6) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

1 3 各種書類の提出先及び問合せ先

(プロポーザル事務局)

新宿区新宿五丁目18番21号 新宿区役所第二分庁舎分館1階

新宿区役所健康部健康政策課健康企画係

担当：高塚・佐藤・笠原・飛田

電話：03-5273-3024 (直通)

FAX：03-5273-3876